

R 5.6.2 公布の改正遊漁船業法の適正化に関する法律によりホームページに掲載し公表周知します。

掲示内容は届け出の業務規程の別表4、6、7、8、10、11、12の抜粋分です。

別表4 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理番号	遊漁船の名称	船舶番号	総トン数	長さ	旅客定員又は利用定員	業務形態 主たる業務： ◎ その他全て：			
1	こうえい丸	第271- 28139号	5 ト未満	8. 5 1 m	6 人	(○) 船釣り () 瀬渡し ※2 () その他			
			航行区域 (該当に○)						
			() 平水・ () 限定沿海・ (○) 沿海・ () 遠洋、近海						
			遊漁船の使用状況 (該当に○)						
			(○) 遊漁船専用・ () 漁船と兼用・ () 他使用と兼用						
			遊漁船の記載状況 (該当に○)						
			(○) 単独記載・ () 重複記載						
			船舶の所有状況 (該当に○)						
			(○) 自己所有船舶・ () 他者所有船舶						
			通信設備※の状況 (該当に○)						
			() 業務用無線 () 衛星電話 (○) 携帯電話 () その他 ()						
			救命設備※1の状況 (該当に○)						
() 改良型救命いかだ () EPIRB (非常用位置等発信装置) () AIS (船舶自動識別装置) () その他 ()									
重複記載※3している場合の事由	() 多客期にチャーターするため () その他 ()								

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当 (法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない)。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

別表 8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	家島諸島	坊勢漁港、家島漁港
	小豆島周辺	福田漁港、坂手港、室生北港、四海漁港、大部港
	高松沖周辺 備讃諸島	井島港、宮瀬公(直島)、志度港、高松港
上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。		

※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

別表10 情報を収集すべき事項

<p>(1) 利用者の安全の確保に必要な情報</p>	<p>出航地における波高、風速、視程</p> <p>出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報</p> <p>水路通報、気象・津波・海上警報等の情報</p> <p>乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)</p> <p>法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報</p> <p>立入禁止区域に関する情報</p>
<p>(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報</p>	<p>法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報</p> <p>漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報</p> <p>法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報</p>

別表11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 (○) 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう。 (ウェブサイトにて周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)
周知する内容	○一般的事項 ・出航から帰航するまでの間、船長の指示に従うこと ・遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・救命胴衣は乗船前から帰港降船するまで着用すること ・救命胴衣は国土交通省の定める要件に適合するものを着用すること ・その他 ()
漁場において口頭で説明する。	○一般的事項 ・案内する漁場において注意すべき事項 ①高速で移動中に席を立ちたい時は合図をして低速になってから席を立つこと ②大型船の引き波を感じたら手すり等に体を預け転倒防止に備えること ③クロマグロが釣れた場合、魚に触れずに直ちにリリースをすること ・その他 ()

別表12 公表する情報（様式例）

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの填補限度額	利用定員又は旅客定員	契約期間
こうえい丸	現在3000万円	6	R5/12/21～R6/12/20
	5000万円	6	R6/12/21以降